

平成29年度

滋賀県予算施策に対する要望書

平成28年10月

滋賀県市長会

平成28年10月11日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県市長会
会長 富士谷 英 正

要 望 書

平素は、県内都市行政の運営につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて過日、国において民需主導による経済成長と財政健全化を目指す「経済・財政再生計画」のもと、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、予算の中身を大胆に重点化する新年度予算の概算要求基準が示されました。

その内容は、年金・医療等について、前年度当初予算額に高齢化等に伴う増加額6,400億円を加算した範囲内での要求。また、義務的経費についても聖域とせず抜本的見直しを行うとともに、既存の予算措置もゼロベースで見直すなど可能な限り歳出を抑制するきわめて厳しいものとなっております。

一方、予算の重点化を進めるため、「新しい日本のための優先課題推進枠」が設けられるものの、我々地方自治体にとって、これまでの行財政改革による経費削減努力にも関わらず新年度も大変厳しい行財政運営を強いられるものと想定されます。

こうした状況にあって、各都市においては住民に最も身近な基礎自治体として、喫緊の行政課題である人口減少時代における地域特性を活かした「まち・ひと・しごとを創生する地方版総合戦略」をはじめ、安全・安心な防災対策の充実・強化、子ども・障がい児（者）・高齢者に対する福祉施策の充実、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療等の保険医療体制の充実・強化、ごみ処理等の環境施策の推進、道路・河川等の都市基盤の整備促進、さらには教育環境の充実や女性の活躍推進など、市民生活に直結する様々な行政課題に真摯に取り組んでいかなければなりません。

県におかれましては、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を踏まえた新年度予算編成となりますが、夢や希望に満ちた豊かさを実感できる滋賀の実現に向けて、県・市の連携の強化を図り、真のパートナーとして諸事情をご賢察いただき、本要望に誠実に対応いただきますよう強く要望いたします。

目 次

総 合 政 策 部	1
総 務 部	6
県 民 生 活 部	7
琵琶湖環境部	9
健康医療福祉部	18
商工観光労働部	32
農政水産部	34
土木交通部	42
教育委員会	53
警察本部	59

総合政策部

1. 原子力安全対策の強化および財政支援について

原子力防災については、県と市町が一丸となって取り組むべき課題であることから、県知事自らが先頭に立ち、これまで以上に強力なリーダーシップを発揮して、以下の点について、総合的かつ全面的な対策を講じられるとともに、国および原子力事業者に対して強く働きかけられたい。

- (1) 策定済みの避難の計画や要領、マニュアルについて、実施可能な避難計画として実効的かつ具体的な広域避難方法の確立を行うとともに、その計画は他府県の避難計画とも整合性を取ること。また、避難行動がスムーズに行える移動手段として利用する避難バスについて、運転の協力もお願いする民間バスの運転手等の方々に対し、放射線に対する正しい知識を得ていただくため、県として教育・研修の取組を行うこと。
- (2) 原子力発電所に近接する市町村においても、原子力発電所所在市町村と同等の原子力防災対策の支援措置を講じるとともに、原子力事業者に安全協定の締結を義務付けるよう国に対し法整備を働きかけること。
- (3) 災害時に避難道路や緊急輸送道路として重要な役割を担う国道8号、161号の整備促進を国に働きかけるとともに、同303号、365号、367号の整備ならびに湖上避難を想定した港湾施設を設置すること。
- (4) 滋賀県版UPZにおける原子力防災対策に関する国および事業者の責任の明確化と恒久的な財政支援を求めること。
- (5) UPZ圏内の自治体と同様又は準じた防災計画を策定するなど、自らの判断により積極的な対策を講じている滋賀県版UPZ圏外の自治体に対する支援を講じること。
- (6) UPZ圏外における防護措置（屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用等）の具体的要領に関して防災指針等の整備を求めること。

2. 地震・豪雨防災対策の強化および財政支援について

東日本大震災や熊本地震をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地では大規模自然災害が頻発しており、本県においても平成25年9月の台風18号により、県内各地で甚大な被害が発生しているところである。

市民の生命と財産を守り安全・安心な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に対して働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 平成28年5月23日に「国と地方の協議の場」で協議された事項を踏まえ、災害時防災拠点施設の建て替え等に対する財政支援措置および平成28年度限りとされている緊急防災・減災事業債の恒久化
- (2) 県が主体となった備蓄品整備および各自治体が整備する備蓄品等の購入費用の恒久的な財政支援
- (3) 災害予防対策としての治水事業、砂防事業、急傾斜対策事業、治山事業の着実な実施
- (4) 災害発生時における被災箇所に対する早急かつ恒久的な復旧対策および被災した事業者に対する支援策の充実
- (5) 災害等廃棄物処理事業、農地・農業施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業の制度の拡充と見直し
- (6) 災害復旧に対する支援の充実と被災者生活再建支援法の適用要件（全壊および大規模半壊世帯数等）の緩和や拡大による生活再建支援の充実
- (7) 河川の出水状況等の把握を迅速かつ確実に行い、破堤等災害を未然に防ぐため、一級河川への水位計および防災カメラの設置

3. 地方創生における「地方版総合戦略」の推進 と人口減少対策について

地方創生と人口減少の克服を総合的に推進するに当たり、次の事項について総合的な支援を願いたい。

- (1) 市町の「総合戦略」に掲げた創意工夫の取組が十分発揮でき、地方創生が実効的となるよう、県の積極的・具体的かつ継続的な支援を願いたい。
- (2) 地方創生交付金については、地方自治体の積極的な取組が効率的・効果的に推進できるよう、自由度の高いものとし、総合戦略期間における予算の総額確保をはじめ、確実な財源措置が講じられるよう、国に対して強く求められたい。
- (3) 市町の迅速で効果的な地方創生事業の推進に当たっては、県との連携が必要となる事業が多いことから、県と市町のパートナーシップのさらなる強化を図るために、「(仮称)地方創生推進に関する募集提案制度」を構築されたい。

〔新 規〕

- (4) 都市部における人的・財政的資源の集中を解消するため、若者の県外への流出防止、交流人口の拡大、定住移住、子育て支援、高齢者の住みやすいまちづくりなど、中山間地域における人口減少社会を見据えた総合的な支援を願いたい。
- (5) 地方創生のさらなる深化を図るため、将来の地域経済の担い手となる学生の地方就職を支援する奨学金制度の創設など、滋賀県への新しい人の流れをつくる取組を積極的に展開されたい。〔新 規〕
- (6) 定住移住の推進に当たっては、県および市と連携することが重要であることから、県において横断的に定住移住施策が取り組めるような体制整備を図られるとともに、「ふるさと暮らし情報センター」を活用し、より効果的に移住者を呼び込むため市町と連携し県主導でセンターへの移住相談員などの設置やメディアと連携したPRなどの支援を願いたい。

〔新 規〕

4. 彦根城とその関連資産の世界遺産登録に向けた全庁的な取組について

彦根城とその関連資産の世界遺産登録の推進は、滋賀県の魅力を国内外に発信でき、県内全体の観光資源・地域活性化策としても非常に有益であり、県との連携により行っている世界遺産登録に向けた作業も進んでいることから、次の事項について積極的に取り組まれない。

- (1) 国への推薦書原案の提案については都道府県が行うとされていることから、県知事部局あるいは県教育委員会事務局に世界遺産登録を推進する部署を新設して、体制のさらなる強化を願いたい。
- (2) 世界遺産登録に向けた機運を高める啓発活動について、県主催事業や県ホームページでの積極的な周知を願いたい。
- (3) 国民体育大会の施設等整備に当たっては、彦根城とその周辺地域の歴史、文化との調和について引き続き配慮を願いたい。

5. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

6. 広域観光事業の推進について

広域的観光事業の一層の推進を図るため、県独自の観光施策による県全体の活性化に向けて、次の事項について支援願いたい。

- (1) 「滋賀県内唯一の新幹線停車駅」の米原駅が、琵琶湖東北部の玄関口としてふさわしいにぎわい・交流の拠点となるよう、米原駅東口に国際的・広域的な観光の拠点や、県の物産等の情報発信拠点を設置していただきたい。
- (2) 時間距離20分圏内に名古屋・京都400万人経済圏を持つ滋賀県唯一の新幹線停車駅である米原駅を利用した着地型観光の造成への積極的な支援を願いたい。
- (3) びわ湖・近江路観光圏活性化協議会が行う、石田三成公関連事業に実施に当たり、県外への情報発信と県内への誘客に向けた支援を願いたい。
- (4) クールジャパンコンテンツである「忍者」を活用して滋賀県を一つのフィールドとしてPRを行い、県全体で積極的に誘客に取り組むとともに、県内全域で忍者に関する広域観光ルート化等の構築を願いたい。〔新規〕

7. 未利用となっている県有地の有効活用について

現在、県においては、次世代の幸せや新しい豊かさを実現するため、競争力のある産業や地域を支える産業の育成をめざし、積極的な企業誘致に取り組まれているが、社会情勢等の変化により当初の利用目的を果たすことなく未利用となっている県有地についても、地方創生での活性化の実現に向け、本県の立地の優位性を生かした産業の創出や企業誘致等への活用を積極的に進められたい。

総 務 部

1. 自治振興交付金の見直しについて

市町がそれぞれの実情に応じて独自性を発揮した施策を展開するために設けられた自治振興交付金については、地域の課題やニーズへの重点的な取組や的確な対応に効果的に活用できる自由度の高い交付金となるよう、従来の補助金制度の大幅な見直しを図りたい。

県民生活部

1. 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会 に向けた取組について

第79回国民体育大会および全国障害者スポーツ大会（平成36年度）の開催に当たっては、滋賀県が主体性を発揮され簡素で効果的な大会となるよう、次の事項について積極的な取組を願いたい。

- (1) 国民体育大会の開催地となることにより、市民・県民のスポーツへの意識が高まり、体力向上、健康増進が図られるとともに、観光面等地域経済の発展にも資するものであり、加えて国民体育大会終了後においてもその効果が継続することから、県有施設の整備推進はもとより、会場地として選定された施設の整備に対する財政支援など特段の配慮を願いたい。
- (2) 主会場をはじめ各種競技施設の整備に当たっては、周辺地域の歴史、文化との調和について引き続き配慮を願うとともに、現在実施されているスポーツ競技を継続できるよう考慮し、計画的な整備を進められたい。
- (3) 市等の公共スポーツ施設を会場とする場合には、改修・修繕およびバリアフリー化を実施していく必要があるため、その整備に対する県補助制度を早期に明示され、その金額や補助メニューを充実されるとともに、国に対しても社会体育施設整備に対する支援制度の拡充について働きかけられたい。
- (4) 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会で活躍できる次世代の選手やアスリートを育成するための県補助制度を新設されたい。

2. 再生可能エネルギーの推進に対する支援について

地球温暖化対策を目的とした再生可能エネルギーの普及のため、県における住宅用再生可能エネルギー等の機器導入にかかる支援制度の継続と所要予算額の確保を願いたい。

琵琶湖環境部

1. 汚水処理施設整備に対する支援の充実と申請 手続きの簡素化について

汚水処理施設整備の10年概成に向け、公共下水道の整備が著しく遅れる地域にあっては、浄化槽設置への支援が重要であり、公共下水道区域においても10年概成に向けての補助金の確実な支援が必要と考えている。

については、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 対象戸数が少ない、地域の合意に時間を要すなど、合併浄化槽の面的整備に当たらない地区や、住宅以外の用途であっても合併浄化槽設置補助の対象とし、併せて上乘せ等の支援ができる制度の創設・拡充を願いたい。
- (2) 滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金のより一層の充実と、煩雑となっている申請手続きの簡素化を願いたい。
- (3) 県の財政構造改革プログラムに基づく、合併浄化槽の設置および維持管理に伴う補助の削減については、従来どおり減額することなく、復元していただくとともに、災害時の被災浄化槽の復旧に対する補助を充実願いたい。

2. 下水道の整備促進について

下水道の整備促進のため、次の事項について財政措置を含めた県の積極的な対応を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金制度における下水道事業の推進に必要な予算の確保と中長期的な視野に立った安定的かつ確実に事業が実施できる制度の確立について、国に強く働きかけられるとともに、特に、今後増加してくる老朽管渠の改築更新については、県内市町共通の喫緊の課題であることから、平成28年度末を制度期間としている「下水道老朽管の緊急改築推進事業」の期間延伸について、国に強く働きかけられたい。
- (2) 流域ならびに公共下水道において発生している不明水について、なお一層の実効性のある対策を講じられたい。
- (3) 不明水対策にかかる社会資本整備総合交付金制度において、不明水対策を対象としたメニューを創設されるよう国に働きかけられたい。

3. 森林の保全と強い林業・木材産業の振興について

木材価格の低迷により森林経営意欲が減退し、荒廃森林や林地境界の不明瞭化が進んでおり、森林が有する多面的機能が低下しているため、市民生活に深刻な影響を及ぼす懸念があり、継続的な森林整備が重要であることから、次の事項について積極的な取組と国に対する働きかけを願いたい。

- (1) 間伐の促進をはじめとする森林整備事業への支援を願いたい。
- (2) 森林施業を容易にするための林地境界情報等を記載した林地台帳の整備のための支援を願うとともに、その財源となる森林環境税の創設について国に働きかけられたい。
- (3) 森林整備の課題である森林境界明確化や、木質バイオマス事業の推進を計画的・継続的に実施するため、平成28年度において拡充された森林吸収源対策の地方財政措置の直接補助金制度への転換と、所有者が不明な場合の境界確定にかかる法手続きの簡略化について国に働きかけられたい。
- (4) 森林整備を担う人材の確保を図るとともに、治山事業の加速的実施、林道整備事業に併せた河川の浚渫など、河川への土砂堆積に対する抜本的な対策を講じられたい。

4. 琵琶湖の保全再生に向けた取組と特定外来水生植物をはじめとする水草類の駆除対策について

平成27年に施行された「琵琶湖の保全および再生に関する法律」を受け、本年4月には国において「基本方針」が策定され、琵琶湖の水質や生態系の保全、外来種の防除等の保全再生にかかる各種施策が確実に推進されるよう、次の事項について積極的に取り組まれない。

- (1) 県民の暮らしとともにある琵琶湖の再生を早急に実現するために、財政的な裏付けのある「琵琶湖保全再生計画」を早期に策定されるとともに、内湖等閉鎖性水域における取組を全県的なモデルとして位置づけ、積極的に琵琶湖の保全および再生に向けた責任ある取組を願いたい。

〔新 規〕

- (2) 今後、内湖等閉鎖性水域内の水流（湖流）の停滞状況の変化や水質改善に向けた効果が見られない場合には、水質改善に向けた有効かつ抜本的な対策を早急に検討し、必要な措置を講じられたい。また、水産多面的機能発揮対策交付金のさらなる充実を含め、「内湖再生プロジェクト」に基づく水域内の底質改善（底泥浚渫）や水草除去等、水質改善に向けた抜本的な対策を講じられたい。
- (3) 浄化施設については、特に代掻き期の圃場から流出する濁水を有効に取り込めるよう早急に運用方針を定め、投資効果が発揮されるよう施設を有効活用されたい。〔新 規〕
- (4) 近年、琵琶湖や内湖において異常繁茂が恒常化しているナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイなどの特定外来水生植物の駆除については、国および県を中心に抜本的駆除に向けた本格的な取組が実施されているが、内湖を含めた琵琶湖全体の問題であり、今後においても、一級河川琵琶湖を管理される立場にある県として、完全駆除が果たされるまでの県内全域における継続した駆除の実施を願いたい。また、駆除後における日常の監視や再生した群落の駆除等に地域で取り組んでいるが、駆除は困難な状況であり、地域における監視や早期駆除の体制づくり、刈り取り後の処分手法の確立等について県主導で実施願いたい。

- (5) 次世代の担い手を育成し琵琶湖を保全するため、県内において森林などを活用した環境学習の場の整備等を琵琶湖保全再生計画に組み入れて財政支援制度を創設されるとともに、琵琶湖森林づくり県民税を活用した事業の推進を検討されたい。〔新 規〕
- (6) 琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」をはじめとするエコツーリズムや湖上交通の活性化に主体的に取り組まれたい。〔新 規〕

5. 湖底散乱ごみおよび湖岸漂着ごみの除去対策 について

- (1) 湖底に堆積したヘドロや散乱するごみは、魚類や貝類の生息にも悪影響を及ぼすことから、積極的な対応を願いたい。特に漁業操業時に回収されるビニール系のごみについては、県と市町、漁業者が連携して琵琶湖のごみ回収・処理ができる仕組みを確立されたい。
- (2) 局地的な豪雨や台風の接近に伴う大雨による突発的な河川の大増水で琵琶湖に大量のごみ等が流れ込み、広大な湖岸面積を漂着ごみが覆うという事態が毎年のように起きている。そのため、これらの漂着ごみについても、県および県内市町の責任を明確にしたうえで、処理にかかる統一した仕組みを確立すること。また、ボランティア等による定期的な琵琶湖清掃活動事業を展開、支援願いたい。
- (3) 琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた流木、水草、ヨシ屑等の回収や処分については、管理者として適正におこなわれたい。

6. 廃棄物処理対策の充実について

廃棄物処理対策について、県の積極的な支援、援助を願いたい。
特に、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 廃棄物処理施設は、市民生活の礎となる必要不可欠な施設であり、廃棄物処理施設（旧施設）の解体撤去には多額の費用を要するため、「循環型社会形成推進交付金」の交付対象となるよう国に働きかけられ、改めて交付金制度を創設されたい。
- (2) 「循環型社会形成推進交付金」の満額交付や交付対象事業の拡充および標準歩掛りの策定を国に対して要望されたい。
- (3) 業種や排出規模に関わらず県内の全事業所および産業廃棄物の収集運搬業許可業者に対し、産業廃棄物の適正な排出や処理の啓発および指導をされたい。

7. クリーンセンター滋賀の安定経営に向けた 県の支援について

県内唯一の産業廃棄物管理型処分場である「クリーンセンター滋賀」の立地地域はもとより、周辺住民の安全・安心の確保と地域振興を図るため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 立地地域の安全で安心した生活を保つため、環境事業公社に対し環境保全に対する適切な指導を願いたい。
- (2) クリーンセンター滋賀の健全な経営が継続できるよう、環境事業公社に対する確実な支援を願いたい。
- (3) クリーンセンター滋賀設置時に締結した協定に基づき、地域ニーズや社会情勢の変化に応じた見直しと協定期間の延伸を願いたい。

8. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は拡大の一途をたどり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に推し進められたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (2) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整は群の50%）の削除
- (4) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (5) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との合同駆除の実施
- (6) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の確保
- (7) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣

9. ツキノワグマ被害対策について

ツキノワグマの出没件数の増加や人身被害が各地で発生していることから、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 本年度改定される第11次鳥獣保護管理計画のツキノワグマに関する事項に反映されるよう、抜本的な保護および管理の見直しを願いたい。
- (2) 鈴鹿山系全域へ調査範囲を拡大して、広域かつ詳細な調査を継続して実施願いたい。
- (3) カメラトラップ等調査機材にかかる費用や調査に要する人件費など予算の増額、並びに正確な生息情報を得られるまでの予算の継続確保を願いたい。
- (4) 三重県の担当部署と常時連絡を取り、三重県域の生息状況や行動に関する熊の情報収集を行い、関係市町への迅速な情報提供を願いたい。

10. 自然公園の環境整備について

県立自然公園の特別地域に指定され、原生の状態に残る貴重な「生杉ブナ原生林」については、将来にわたる保護・保全とともに、次世代に継承すべき貴重な資源であることから、滋賀県自然公園管理計画に基づき、適正な環境整備を願いたい。

あわせて、県が設置された自然公園施設については、市町が受託し適正な維持管理に努めているが、今後も引き続き適切な維持管理を行うためには、設置者である県の責任において、必要な維持管理委託料を確保されるとともに、定期的に施設の点検を行い、老朽化が進んだ県直接管理の自然公園施設については年次計画を立てて予算を確保し、改修を願いたい。

11. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保や、各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域および特別警戒区域の指定に向けた基礎調査の完了を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 砂防施設の適切な維持管理を徹底するとともに、砂防事業採択基準を緩和されたい。
- (4) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られるとともに、必要な予算を確保されたい。

12. 土砂埋立て処分にかかる規制制度の創設について

滋賀県の良い自然環境を保全し、あわせて災害の発生を未然に防止すること等を目的として、土砂の搬入・搬出、埋立て処分等について規制するための県条例等を創設されたい。

健康医療福祉部

1. 社会福祉法人の指導監査、一般的監督、認可等の円滑な推進にかかる支援について

平成23年法律第105号による社会福祉法の一部改正により、平成25年から社会福祉法人にかかる所管庁が一部の社会福祉法人を除き各市町に移管された。

法人設立から指導監査等の諸事務については、高い水準の知識と指導力を求められ、市町の事務負担が増大している。

一部の市では独自財源により税理士等の専門家に一部の事務を委託し、高い水準での指導監査や相談対応を行っているが、独自財源が確保できない市においては一般行政職員がその事務を担当しており、指導水準の差は顕著であると言える。

については、適正な水準の事務が執行できるよう各市町の担当職員および社会福祉法人担当者に対する研修・指導体制の構築、指導監査体制の充実のための財源措置を願いたい。

〔新 規〕

2. 健康寿命の延伸を目指した歯科保健事業の推進について

歯と口腔の健康は、むし歯や歯周病の予防だけでなく糖尿病などの生活習慣病を予防するなど、全身の健康を保つ上で大きな役割を果たしており、健康寿命の延伸と健康で質の高い生活を営むことができる社会の実現につながることから、平成26年12月に制定された「滋賀県歯および口腔の健康づくりの推進に関する条例」に基づく県の責務に則り、生涯を通じた歯科保健施策の実施のため財政措置を講じられたい。

〔新 規〕

3. 給水車および給水コンテナの購入に対する補助金の新設について

水道は生活に欠かせないライフラインであり、災害時には対応の遅れが生死を分けるといっても過言ではない。

については、災害対策として応急給水の充実にかかる給水車および避難所に設置する給水コンテナの購入経費について、県の補助金制度を新設されたい。

〔新 規〕

4. 保育士人材確保施策の充実について

「保育士確保プラン」に掲げる各種施策について、特に次の事項を重点として積極的な推進を図られるとともに、保育士確保のために地方自治体を実施する事業に対し、積極的な支援を願いたい。

- (1) 保育士に対する処遇改善のさらなる充実
- (2) 保育士・保育所支援センター事業のさらなる充実と体制の強化
- (3) 県内自治体間で保育の質が一定担保されるよう、現行の地域区分より生じる公定価格の差額分に対する財政支援および同一地域内における地域区分の統一について国への強い働きかけ〔新 規〕

5. 福祉医療費助成制度の拡充について

少子化対策・福祉支援対策の推進を図るため重要と考えられる福祉医療費助成制度については、平成29年度以降も現行制度の維持はもとより、さらなる制度拡充に向けて取り組まされたい。

6. 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項について財政援助を含む総合的な支援策を講じられたい。

- (1) 県が実施されている小学校就学前までの乳幼児医療費助成制度について、選定医療費（時間外診療）に対する助成を願いたい。
- (2) 小中学生にかかる医療費の助成制度が都道府県間、市町村間で格差が生じている状況を把握され、対象者の年齢を中学校3年生まで拡大されるとともに、これにかかる過度な負担がかからないよう、地域の小児医療体制の充実を図られたい。
- (3) 子育て世帯が3人目以降の出産に対してためらいを感じる経済的負担を軽減し、少子化による人口減少に歯止めをかけることが急務であることから、保育所・幼稚園等の保育料の算定に当たり、滋賀県多子世帯子育て応援事業の所得制限を撤廃し、制度の拡充を図られるとともに、低所得世帯の第2子以降の保育料軽減に対する支援について、国に要望されたい。〔新規〕
- (4) 働く親と子供の子育て支援や市民福祉の公平性の観点から、医療ケアの必要性が高い児童を積極的に受け入れるため、保育園・幼稚園における看護師の配置にかかる人材確保および財政支援と医療ケア児等の保育充実に向けた制度を創設されたい。
- (5) 全ての保育所において、家庭支援を必要とする児童等に対し、支援を行うための家庭支援推進保育士の配置を充実できるように、補助基準等の見直しを図られたい。
また、資格としてカウンセリング能力を有する職員配置を願いたい。
- (6) 放課後児童健全育成事業の補助基準額の引き上げと、放課後児童クラブの設置および環境改善に対する補助基準額を引き上げられたい。
- (7) 保育環境の向上を目的とし、特別配置されている保育士等職員に対する人件費補助の補助基準の拡大および財政措置の拡充を図られたい。

- (8) 老朽化の著しい公立保育所等の増改築や耐震化、幼保一体化施設（認定こども園）の整備などに対するより一層の財政措置の拡充を図られるとともに、子ども・子育て支援新制度においては、国においても幼保一体化の施設である認定こども園への移行・整備を推進されていることから、私立・公立に関わらず施設整備に対する補助制度を創設されるとともに、所管府省を一元化されるよう、国に対して強く要望されたい。
- (9) 県全体で子育て支援していく社会づくりや、女性も男性も働きやすい環境づくりを推進するため、男女を問わず育児休業を取得しやすい環境づくりが推進できるよう県内企業に対する具体的支援策を講じられたい。
- (10) 児童自立支援施設および児童養護施設の居住施設の充実や、配置職員等の拡充などを講じられたい。
- (11) 少子化や人口減少対策の足掛かりとして、結婚を望む独身者の出会い支援のために、県域の結婚支援センターを設置するなど、各市町と連携した広域での結婚支援システム構築の研究を願いたい。〔新 規〕
- (12) 各市町における子ども若者支援地域協議会を設置するのにあたり、同協議会における指定支援機関（民間団体）への業務委託にかかる財政支援制度を創設されたい。
〔新 規〕

7. 予防接種法に基づく定期接種の拡大に伴う 財政支援について

ここ数年来、新しいワクチンが定期予防接種化され、これまでの定期予防接種を含め多額の経費を要している。財源については現在地方交付税措置となっているが、国民の健康や命を守る目的である予防接種事業については、国の責任において実施すべきものであることから、明確かつ恒久的な財源措置の創設が図られるよう国に働きかけられたい。

また、任意接種であるおたふくかぜについて、その有効性および安全性を検証したうえで早急に予防接種法に基づく定期接種となるよう、国に対して積極的に働きかけられたい。

なお、任意接種の実施に伴い、市の単独施策として経過措置を設けた場合は、その財源措置について特段の配慮を願いたい。

8. がん検診の就労先での検診の受診管理に ついて

平成27年12月に国において策定された「がん加速化プラン」に基づき、今後、職域でのがん検診の実施を勧めるとともに、職域での受診が困難な方については、市町村が実施するがん検診を受診いただくよう職域から働きかけていただくなど、市と職域との役割分担を明確にさせていただくとともに、がん検診の受診状況の把握については、市町村と保険者とを合わせた住所地別の受診者数を把握して情報提供願いたい。

9. 介護保険制度の円滑な運営にかかる支援 について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 介護給付費負担金は、各保険者に対し給付費の25%（施設等給付費20%）を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化されることとされたい。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、保険者ごとに規定している減免制度や個人の所得に応じた世帯概念を用いている賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式等より公平な保険料設定となるよう見直されたい。
- (3) 平成27年度の制度改正により、補足給付（特定入所者介護サービス）や負担割合証の審査など市町の事務負担が増大していることから、体制確保のための財源措置を願いたい。
- (4) 平成28年度に地域密着型通所介護が創設され、平成30年度には居宅介護支援事業所が市町に移管されることから、集団指導の広域実施、実施指導同行、県内自治体に対する情報提供など、市町の負担軽減や連携を願いたい。
また、県の介護保険指定事業者等管理システムと連携した市の介護保険事業者管理システムの導入に対する補助金の創設を検討願うとともに、平成29年度早期に既存の居宅介護支援事業所および市町に対し、改正についての情報提供を願いたい。

10. 介護職場の人材確保・拡充について

介護報酬をはじめとする制度的な処遇改善が進まないことなどから、介護サービス事業所では介護従事者の確保が大変厳しい状況である。

在宅療養にかかる医療・介護の充実を推進し、さらなる施設整備や地域包括ケアシステムの構築を進めていくうえで、介護・看護・福祉従事者の拡充は、質の高いサービスの提供に必須であり、人材確保・定着・育成策の一層の推進を願うとともに、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 多様な人材の参入のために、教育委員会との連携のもと、教育の取組として初等教育から高等教育に亘る福祉学習の充実を願いたい。
- (2) 介護福祉士資格の取得方法の見直しと、県補助事業を介護サービス事業者のみを対象とする制度から個人でも利用できる制度へと拡大されたい。
- (3) 既設の「介護福祉人材センター」を、単なる相談窓口に留まらない介護人材確保・拡充のための支援事業を行う『総合センター』として位置付け、さらなる機能強化を願いたい。
- (4) 若者等にとって魅力ある職業となるよう、賃金改善に向けた県独自策を講じられたい。

11. 地域生活支援事業の国県補助額の適正化について

地域の実情や利用者の状況に応じた市町村地域生活支援事業を計画的かつ確実に実施できるよう財源を確保するとともに、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 国が実施要綱上の上限である100分の50の補助を行われるよう、国に働きかけられたい。
- (2) 県におかれては、国の予算の減額に関わらず、実施要綱上の上限である100分の25の予算額を確保されたい。
- (3) 総事業費の実績に基づく補助金の配分を願いたい。
- (4) 地域の相談支援体制の充実を図るため、早急な支援策を講じられたい。

12. 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について県の責務に基づく支援策を講じられるとともに、国への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

（１）重症心身および強度行動等の重度障がい者（児）に対し、地域での暮らしを選択できる基盤づくりが強く求められており、国の人員配置および昨年改正された報酬基準においても、日中活動および住まいの場の支援現場において、適切な支援を実施するために独自に手厚い人員配置がされていることから、国の改善策が講じられるまでの間は、県と市町の協働事業である滋賀県重度障害者地域包括支援事業に基づき、生活介護事業所の送迎支援補助など事業費に応じた補助金が交付できるよう予算を確保し、市町の財政的な負担が重くならないよう制度維持をされたい。

また、制度設計においては、市町や事業所、利用者の意向を十分反映した見直しを図られたい。

（２）重症心身障がい者（児）は、長寿化と増加傾向にあり、支援体制の整備に努めているが、障害特性等により、人員配置や設備、報酬等の掛かり増し費用が必要な状況にあることから、これまで県が実施してきたエビデンスに基づく当該支援の実績を国に伝え、通所型の療養介護の創設等を含む処遇が改善されるまで、県と市町協働で支援策を継続し、必要な見直しを図られたい。

（３）強度行動障がいは、状態像であり、適切で専門的な支援を行えば、行動改善が認められるケースもあることから、医療をはじめ支援スキルの向上対策、環境改善等の総合的・包括的な支援体制を構築されたい。

（４）県内の障害福祉・医療資源の地域および分野種別の偏重等による格差や市町合併の結果、従来の圏域構想での一律的な施策推進では解決できない実態を踏まえて、特に、障害者総合支援法に基づく県の責務である広域調整と専門的な支援について、他の都道府県より遅延している

分野の実態を直視し、県機能と圏域機能を整理のうえ、必要な施策化、見直し等に取り組まれない。

また、根幹である相談支援体制については、市町の一次機能と連携・バックアップできるレベルまで強化されたい。

- (5) 高次脳機能障がい者に対する支援策の確立を図られたい。
- (6) 痰の吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安全に安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学支援体制の整備を早期に図るとともに、恒久的な施策の検討を願いたい。
- (7) 身体障がい者や知的障がい者と同様に、精神障がい者にも有料道路割引およびJR割引が適用されるよう、関係機関への働きかけを願いたい。〔新規〕
- (8) 重症心身障がい者通所施設の整備に対する支援を願いたい。〔新規〕
- (9) 重症心身障がい者（児）のケアを行う医師・看護師をはじめとした人材確保について施策を講じられるとともに、国への積極的な働きかけを願いたい。〔新規〕
- (10) 滋賀県リハビリテーション計画の目標値である「地域リハビリテーションの中核を担う人材育成数（60名）」を早急に達成され、市町の役割が果たせるよう住み慣れた地域にリハビリテーション専門員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の人材確保が可能となるよう努められるとともに、滋賀県心身障害児巡回療育相談等事業の巡回支援の充実にも努められたい。

13. 積極的な医師・看護師確保対策の実施について

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているとともに、都会志向が強い臨床研修医の確保にも大変苦慮しており、本県においても依然として自治体病院等における医師および看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることから医師・看護師確保のため、次の事項について国に対して働きかけるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 地域における医療偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療体制が構築できるよう、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕組みの構築など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じられたい。
- (2) 医師・看護師不足や診療所偏在を解消するため、住宅整備、労働・就業環境の改善に向けた支援策を講じられたい。
- (3) 滋賀医科大学と連携して平成24年9月に開設された「滋賀県医師キャリアサポートセンター」を中心に、県内病院の医師配置状況を把握・分析しながら、地域や診療科による偏在の解消に向け、実効性のある医師確保対策事業を実施されたい。特に勤務医不足が原因で診療科の閉鎖や診療制限などを余儀なくされている診療科に従事する勤務医の養成と地域医療の現場へ確実に医師を派遣するシステムを早急に構築されたい。
- (4) 医療が高度化、専門化する中、安全で質の高い看護サービスを提供するため、特定看護分野において高い水準の知識と技術を要する看護職員が求められている。これらの研修機会の増大を図るため、教育体制の整備および実施に対する財政措置を含めた養成教育への支援施策の実施について、引き続き充実されたい。

14. 自治体病院運営に対する県の財政支援について

自治体が運営する病院は、市民だけでなく、他市町にわたる広範囲な地域住民の生命と健康を守るため、救急等の不採算部門を担っている公的医療機関として存在している。そのような中で、病院を持つ自治体の財政負担は非常に大きく、積極的な市の財政支援なくしては健全経営を維持していくことが難しい状況となっている。

このような現状から、自治体が運営する基幹病院の救急医療、周産期医療、へき地医療など不採算部門に対する県独自の財政支援を引き続き講じられたい。

15. 低床バスおよびノンステップバスの導入促進 について

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定める整備目標を達成させるため、バス事業者に対して低床バスおよびノンステップバスの導入促進を積極的に働きかけるとともに、滋賀県基本構想で示されている「高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり」の施策を推進させる観点からも、県独自の財政支援措置を再開されたい。

16. 後期高齢者医療の安定化に向けた支援 について

後期高齢者医療制度について、高齢者に過度の負担を強いることなく持続可能で健全な運営が確保できるよう、次の事項について積極的に取り組まれない。

- (1) 医療の高度化と高齢化の進展に伴う被保険者数の増加とが相まって、増大する保険給付費に対する県独自の財政支援制度を創設されたい。
- (2) 低所得者等に対する保険料軽減特別措置の見直しについて、きめ細やかな激変緩和措置を講ずるよう国に働きかけられたい。
- (3) 滋賀県後期高齢者医療広域連合への人的支援についてはこれまで同様継続されたい。
- (4) 健康診査等の保険事業の推進について財政支援を図られたい。

17. 国民健康保険制度について

1. 国民皆保険を支える最後の砦である国民健康保険制度を維持するため、国民健康保険への財政基盤の充実・強化を図る措置として、次の事項について国の責任と負担において早期に実現されるよう強く働きかけられたい。
 - (1) 療養給付費等に対する国庫負担率の引き上げおよび消費税率引き上げに伴う保険者への財政支援の拡充を図られたい。
 - (2) 市町村単独事業による福祉医療費助成制度の実施に伴う療養給付費負担金および普通調整交付金の減額措置を廃止されたい。
 - (3) 福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置の補てんとして実施されている滋賀県国民健康保険給付対策費補助金を拡充されたい。

2. 平成30年度実施の国民健康保険運営の都道府県化に向けては、県内被保険者等の混乱を招くことなく移行できるよう、十分市町の意見を聞いたうえで、県がリーダーシップを発揮して体制整備を進めるとともに、県内被保険者をはじめ市町や関係機関にとって最良の制度設計となるよう、次の事項について積極的に取り組まれない。

- (1) 広域化に際しては、財政基盤の強化だけでなく、県と市町の役割分担による事務の効率化も図られるべきであり、保険給付等の広域的に一元化しても差し支えのない事務については、積極的に県の役割とするよう努められたい。
- (2) 県域レベルで保険者が統一されることを見据え、被保険者の公平性・平等性を確保し説明責任を果たしていくため、県内市町間の転入出に伴う被保険者証の資格管理の一本化を図るとともに、県内統一の保険料率としていくことを最終目標として制度設計されたい。
- (3) 「保険財政共同安定化事業」については、拠出額が交付額を上回った場合に対する補てんを現行制度での1%以上に限定したものではなく、拠出超過となった額の満額が補てんされるよう見直されたい。
- (4) 子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している自治体に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置は、極めて不合理な措置であることから国に対して廃止を働きかけられたい。〔新規〕
- (5) 現行の県福祉医療費助成制度については、波及増医療費の保険者負担分の1/2を県で補てんされているところであるが、県内各市町で実施している小中学生の子ども医療費助成分についても同様に、県の補助制度を拡充されたい。
〔新規〕

18. 児童家庭相談業務体制整備にかかる支援について

児童福祉法の改正に伴い、市町で家庭児童相談室等を設置し、児童家庭相談に積極的に応じているところであるが、従来にも増して専門性を必要とするケースが増加しており、子ども家庭相談センターとのさらなる連携の強化が求められている。

については、相談体制充実のため、財政的・人的支援制度の創設を国に強く要望されるとともに、児童虐待相談等に迅速かつきめ細やかな対応を図るため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 子ども家庭相談センター職員の大幅な増員を願いたい。
- (2) 児童福祉法の改正により新設される児童相談所から市町村への事案送致については、今後開発されるアセスメントツールによる共通基準によるものとし、一方的な送致とならないよう市町との役割分担を明確化されたい。

〔新 規〕

- (3) 円滑に児童の安全確保ができるよう、施設の定員および施設担当職員を増員するなど、一時保護施設の充実を図られたい。
- (4) 幅広い見識をもって市町に対する指導・助言ができる職員の育成および親子統合支援に向けた家庭児童相談員の研修を充実されたい。
- (5) 市町への常勤専門職の配置等人的支援または資格を有する専門相談員配置に対する財政支援制度の創設を願いたい。
- (6) 親や児童に発達課題や精神疾患が見られる場合の家庭復帰に向けた親子関係再構築支援の確実な実施と、生活訓練や就労訓練を実施する入所型の親子で利用できる自立支援施設の新設を図られたい。〔新 規〕

商工観光労働部

1. 広域観光事業の推進について

広域的観光事業の一層の推進を図るため、県独自の観光施策による県全体の活性化に向けて、次の事項について支援願いたい。

- (1) 「滋賀県内唯一の新幹線停車駅」の米原駅が、琵琶湖東部の玄関口としてふさわしいにぎわい・交流の拠点となるよう、米原駅東口に国際的・広域的な観光の拠点や、県の物産等の情報発信拠点を設置していただきたい。
- (2) 時間距離20分圏内に名古屋・京都400万人経済圏を持つ滋賀県唯一の新幹線停車駅である米原駅を利用した着地型観光の造成への積極的な支援を願いたい。
- (3) びわ湖・近江路観光圏活性化協議会が行う、石田三成公関連事業に実施に当たり、県外への情報発信と県内への誘客に向けた支援を願いたい。
- (4) クールジャパンコンテンツである「忍者」を活用して滋賀県を一つのフィールドとしてPRを行い、県全体で積極的に誘客に取り組むとともに、県内全域で忍者に関する広域観光ルート化等の構築を願いたい。〔新規〕

〔再掲〕

2. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

特に、近江米・近江牛・信楽焼・近江の地酒・近江の茶について、広く県民に普及・利用促進を図るため、普及啓発事業を早急に創設されたい。

また、世界における日本食ブームにより、県海外販路開拓事業を創設され、海外での普及に努めていただきたい。

〔再掲〕

3. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施 について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 県内共通の行政情報については、県において多言語化ややさしい日本語を用いた公文書に書き換えを行うとともに、迅速かつ的確に周知すること。
- (2) 安定した就労のために国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練のさらなる充実を図るとともに、外国語による技能資格試験の受験を促進し、就労につながる日本語教室など実効性のある就労支援を行うこと。

4. 物流を検討する組織体制の構築について

近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置する滋賀県の存在感を高める取組を積極的に推進する重要な要素である物流について、県庁内で検討を行うプロジェクトチームへの市町の参画や、市町が参画して広域的に検討を行う外部検討委員会を創設されたい。

農政水産部

1. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の 広域組織化支援について

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」については、県内で広域組織化を積極的に推進する必要があることから、各市町が取り組みやすいよう広域組織化した場合のメリット措置の拡大や運営事務費の補助制度の創設について検討願いたい。

[新 規]

2. 農地中間管理事業の財源確保と推進体制の 強化について

4年目となる農地中間管理事業は、本県において各農業組合や営農組織の熱心な取組により、農地を担い手に集積してきたところである。

しかし、制度の運用が年々変更され、農業者のメリットである機構集積協力金の交付基準の大幅な見直しにより交付額が大きく減額され、新たな農地集積の意欲を阻害している。

また、同事業を推進するために設立された農地中間管理機構においては、機構事業を軌道に乗せる方策への取組は他府県と比べ圧倒的に少なく、耕作条件改善事業の事業実施主体にならないなど、取組が低調である。

ついては、機構集積協力金の安定した財源確保について国への要望を強く行うとともに、同事業に関する県および機構の推進体制を強化されたい。

3. 農業施策および農村整備に関する各種補助事業への支援について

農業経営の安定化や農作物生産性の向上および農村地域の安全対策が確実に推進できるよう、次の事項について、国への働きかけに加え、県独自の積極的な施策展開に取り組みたい。

(1) 農業施策および農村整備に関する各種補助事業に対する国の補助金確保について、特段の配慮を願いたい。

(2) 農業機械を導入するための各種支援制度における面積要件について、人農地プランのエリア面積に限ることなく、人農地プランに位置付けられた担い手の経営面積のすべてを加算できるよう、国に対して働きかけられたい。

〔新 規〕

(3) 農業が若者にとって選択されうる産業となるよう、農業の所得水準の確保・向上に向け国に対して働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

〔新 規〕

(4) 米作以外の作物栽培を誘導し、畑作物と新規需要米が分離されつつ団地が形成され、集落の調整機能によりブロックローテーションが維持・活用されるよう、県において施策の展開に取り組みたい。〔新 規〕

(5) 平成30年産以降の国による米の生産数量調整の廃止に伴い、農家に混乱が生じないように、関係団体と連携し広報啓発活動を徹底するなど万全の対策を講じられたい。

〔新 規〕

(6) 近江米の高品質高水準を守り、県外産の主食用米の流入による供給バランスの崩壊や米価の下落を防止するため、国および他府県との連携を密にし需給バランスを確保する仕組みを構築されたい。〔新 規〕

(7) 経営所得安定対策と水田フル活用を充実させ、再生可能な地域農業の持続を国に要望されたい。〔新 規〕

(8) 県においては野菜を戦略作物の一つと位置付けられているが、推進策が十分とは言えないことから、園芸作物の作付けを推進するとともに、農業の6次産業化に向け、農家を取り組みやすい支援制度の充実を図られたい。〔新 規〕

4. 環境保全型農業直接支払交付金事業に対する 支援について

環境保全型農業直接支払交付金事業について、経営所得安定対策と環境保全型農業直接支払交付金制度の事務量の簡素化等の配慮を願いたい。

5. 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、国に対して働きかけるとともに、県としても柔軟な対応を願いたい。

- (1) 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、「市町村の農用地区域の設定・変更にかかる知事の同意を不要とすること」として取りまとめられた地方六団体の意見を十分尊重し、必ず実施するよう国へ働きかけられたい。
- (2) 農業用排水施設の単純更新事業を土地改良事業完了後8年未経過の対象から除外することや、市街化調整区域において農用地区域の除外ができるよう、ガイドラインの見直しについて国へ働きかけられたい。

6. 市町が農地を取得する際に許可不要とすることについて

現行法においては、市町が農地の所有権を取得することについては、公用または公共用に供するために取得する場合は不許可の例外とされているが、困難な要件が設けられている。（農地法第3条第2項第2号、農地法施行令第6条第1項第1号ロ）

しかしながら、国または都道府県の場合は、農地の所有権を取得することについては、許可不要とされている。（農地法第3条第1項第5号）

これについては、農業大学や農業高校、試験場等の所有・運営の必要性からと考えるが、今後においては、農業の一層の保全と振興の必要性、特に食育や地産地消をはじめとした、まちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町においても、農地の所有権の権利移動を許可不要としていただくとともに、この取得・活用が容易にできるよう県の支援と規制緩和を国に働きかけられたい。

7. 農事用電力料金に対する支援について

農事用電力料金は依然として値上げ傾向にあり、土地改良区を取り巻く環境は厳しさを増していることから、料金支援について特段の配慮を願うとともに、農家負担軽減のための財政支援を国に対して要請されたい。

8. 農業水利施設の保全整備に対する支援について

農を支える水利施設の老朽化の進行により、近年、管漏水など突発的事故が多発していることから、アセットマネジメントの実施方針（基幹から末端に至るすべての農業水利施設の保全管理を推進）に基づく施設の保全更新に当たり、次の事項について対応されたい。

- (1) 関係市町、特に末端水利施設を管理する土地改良区との十分な協議・調整
- (2) 老朽化が進展する農業水利施設の適切な保全管理や整備に向けた県の財政的支援および事業採択要件の緩和ならびに国に対する働きかけ
- (3) 県営ため池等整備事業の早期事業完了に向けたさらなる事業促進
- (4) 「農業基盤整備促進事業」、「農地耕作条件改善事業」等にかかる補助金の予算確保と採択要件の緩和について国への積極的な要請および県費による補助制度の創設
- (5) 国営事業で造成された施設の更新および保全について、改良区の規模に関係なく国営事業として事業採択が受けられるよう要件の緩和について国への働きかけ
- (6) 石綿セメント管の老朽化に伴う漏水事故等に対応した更新対策事業への予算確保〔新規〕

9. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は拡大の一途をたどり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に推し進められたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (2) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整は群の50%）の削除
- (4) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (5) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との合同駆除の実施
- (6) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の確保
- (7) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣

〔再 掲〕

10. 森林の保全と強い林業・木材産業の振興 について

木材価格の低迷により森林経営意欲が減退し、荒廃森林や林地境界の不明瞭化が進んでおり、森林が有する多面的機能が低下しているため、市民生活に深刻な影響を及ぼす懸念があり、継続的な森林整備が重要であることから、次の事項について積極的な取組と国に対する働きかけを願いたい。

- (1) 間伐の促進をはじめとする森林整備事業への支援を願いたい。
- (2) 森林施業を容易にするための林地境界情報等を記載した林地台帳の整備のための支援を願うとともに、その財源となる森林環境税の創設について国に働きかけられたい。
- (3) 森林整備の課題である森林境界明確化や、木質バイオマス事業の推進を計画的・継続的に実施するため、平成28年度において拡充された森林吸収源対策の地方財政措置の直接補助金制度への転換と、所有者が不明な場合の境界確定にかかる法手続きの簡略化について国に働きかけられたい。
- (4) 森林整備を担う人材の確保を図るとともに、治山事業の加速的实施、林道整備事業に併せた河川の浚渫など、河川への土砂堆積に対する抜本的な対策を講じられたい。

〔再 掲〕

11. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

特に、近江米・近江牛・信楽焼・近江の地酒・近江の茶について、広く県民に普及・利用促進を図るため、普及啓発事業を早急に創設されたい。

また、世界における日本食ブームにより、県海外販路開拓事業を創設され、海外での普及に努めていただきたい。

〔再 掲〕

土木交通部

1. 防災機能を持つ都市公園の施設整備補助金の 新設について

震災に備え、防災機能を持った都市公園の整備に当たり、計画当初より複数年かけて整備を行い、財源については国の社会資本整備総合交付金を見込んでいることから、継続的な予算配分を確保するとともに、併せて県単独の防災・安全にかかる施設整備補助金の新設を願いたい。

〔新 規〕

2. 公園施設の長寿命化対策と財源の確保 について

国における安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを事業の目的とされている公園施設長寿命化対策支援事業について、地方の事情や財政状況に配慮し、必要な財源を確保するとともに、交付対象事業の要件緩和を願いたい。また、平成29年度予算編成においては、確実に予算措置をしていただきたい。

〔新 規〕

3. 滋賀交通ビジョンの推進について

都市基盤の根幹となる総合交通体系早期整備のため、平成25年に策定された「滋賀交通ビジョン」の実施に当たっては、市町の意見を十分に踏まえ、次の事項について国・関係機関に対して継続的な働きかけを願いたい。

- (1) 隣接府県、県内主要地間を結ぶ県土交通ネットワークの整備促進
- (2) 特定事業者としての道路および交通安全施設の整備促進と交通バリアフリー化にかかる公共交通特定事業の推進に対する支援
- (3) 沖島を起点とした（仮称）湖の県道構想など、湖上交通の整備促進とそれに伴う基盤施設の整備
- (4) JRおよび地方鉄道の整備促進
 - ア) JR琵琶湖線の複々線化および草津線の複線化
 - イ) 輸送力の強化および列車ダイヤの増強改善
 - ウ) 駅舎の新改築、改修およびエレベーター等駅施設のバリアフリー化の整備にかかる滋賀県鉄軌道関連施設整備補助金の予算確保
 - エ) 転落防護柵等の乗客の安全を確保する設備の整備に対する支援
 - オ) 交通体系（駅・バスや新交通導入・パークアンドライド等）を核としたまちづくりの支援
 - カ) JRおよび地方鉄道の駅周辺開発事業等のまちづくりへの支援
 - キ) 地方鉄道の利用促進策や観光客誘致策の取組に対する支援
 - ク) （仮称）びわこ京阪奈線および（仮称）琵琶湖若狭湾快速鉄道建設構想の推進
- (5) 自治体が運営を支援する鉄道や地域間幹線バス路線およびコミュニティバス等の地域公共交通に対する支援
- (6) 自治体管理駅の維持管理に対する支援

4. 隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネットワークの整備促進について

滋賀県道路整備アクションプログラムの更新に伴い、地域の意見を反映し、真に必要な次の事項にかかる道路整備について、特段の配慮をもって予算確保を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に必要な予算の確保ならびに運用の透明化を図られるとともに、特に供用開始を目前としている事業への重点配分など、事業効果を早期に発揮するため、前倒しによる事業実施を進められたい。
- (2) 今後、広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置づけ、重点的に整備促進を図られたい。
- (3) 幹線道路としての機能を有している市道の県道昇格を進められたい。
- (4) 地域高規格道路既指定路線の早期整備を図られたい。
- (5) 県道・国道バイパス・県施行の都市計画道路の早期整備を推進されたい。
- (6) 県域および隣接府県域を通過する高速道路への接続道路ならびに連絡道路の早期整備を推進されたい。
- (7) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (8) 歩道未設置箇所への歩道整備を推進されるとともに、県道における連続照明の整備について早急な対応を願いたい。
- (9) 原子力防災対策の観点から、広域的な避難道路や迂回道路の整備など、緊急事態にも対応できる道路整備を推進されたい。
- (10) 異常気象災害に対応できるよう、代替道路の整備や県道の複線化など、災害に強い道路網整備を推進されたい。
- (11) 橋梁やトンネルなどの重要構造物の点検・修繕について適切な維持管理や更新が行なえるよう、国からの支援について強く働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

5. 新名神高速道路の早期整備と改良について

新名神高速道路は、人と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格幹線道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靱な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山ジャンクション～草津田上インターチェンジ間、49.7 kmが供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果をもたらしており、また、南海トラフ地震など防災面の観点からも、平成24年4月に再着工された大津以西の「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備が求められている。

については、国および各高速道路会社に対して、次の事項について強く働きかけられるとともに、県においてはスマートインターチェンジの整備にかかる連絡路等、周辺道路の整備を図られたい。

- (1) 国益の観点から、有料道路方式で全線を早期かつ着実に整備願いたい。
- (2) 再着工された「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備を図られたい。
- (3) 先に整備中の「四日市～亀山」、「城陽～八幡」、「高槻～神戸」間の早期供用を図られたい。
- (4) 甲南パーキングエリアからインターチェンジへの流出ルートについて、事業の早期実施を願いたい。
- (5) 土山サービスエリア内の未利用地活用とあわせ、スマートインターチェンジの整備による周辺を含めた地域の活性化を図られたい。
- (6) 県南部地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジの本線同時供用を図られたい。

6. 県道における通学路等の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

また、琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」の普及・促進を図るため、自転車安全・安心に走行できるよう県道の整備促進や自転車保険制度の周知を図られたい。

7. 新たな地域交通体系構築等に対する支援について

地域公共ネットワークを担うバス路線については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも関わらず、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、地域公共交通の継続的な維持および活性化を図るため、次の事項について、現行制度の見直しを図られたい。

- (1) 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」と併用できるよう滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱を改正されたい。

また、同要綱の補助率の改善ならびに補助金限度額特例(設定)を撤廃および車両購入補助凍結を解除されたい。

- (2) 「地域間幹線系統補助」の対象となる全てのバス路線について、国、市町と協調した滋賀県バス運行対策費補助金交付要綱による補助を実施されたい。〔新規〕

8. 都市計画に関するさらなる権限委譲について

時代の変化に即応できる都市計画を基礎自治体である市町自らが構築できるよう、区域区分の決定など現在県にある権限のさらなる委譲の実現とともに、区域区分の決定はフレームに固執することなく、地域の実情を踏まえた柔軟な対応を図られたい。

9. 農業振興地域の指定基準の変更に伴う地区計画制度の見直しについて

都市計画の重要性を鑑み、地区計画の柔軟な運用を実現するため、地区計画の決定に際しては、農林水産大臣および都道府県知事に協議を行い、協議が整った場合に、農業振興地域の農用地の変更を伴うことができる取扱いとされたい。

10. 民間建築物の耐震化の推進について

危機防災対策や観光振興の観点から、耐震性を満たしていない既存民間建築物の耐震化を推進するため、特に大規模災害時における一時避難施設として、市民や観光客に利用されることが想定されるホテル・旅館など、公益性があり多数の市民が利用する一定規模以上の建築物の耐震改修費などに対して、引き続き県補助制度の充実強化を図られたい。

11. ダム建設中止・検討に伴う治水対策等について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国および滋賀県、さらには地域や有識者も参加し、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、治水安全度を早期に高める手段として位置づけられてきたところである。

については、流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県民が安全・安心な生活を送れるよう、次の事項について県として責任ある対応を願いたい。

- (1) 県独自の評価で中止とされた芹谷ダムについては、ダム建設事業と同等の安全度を備えた治水対策案を速やかに提示願いたい。
- (2) 大戸川ダムについては、建設事業の継続が妥当とした国の対応方針を示されたが、ダム建設とあわせ、準備工事の早期完成ならびに河川改修および維持管理について特段の配慮を願いたい。
- (3) 一級河川安曇川については、北川ダム建設事業と同等の安全度を備えた河道改修等について所定の事業費の前倒しにより早期完成が図れるよう特段の配慮を願いたい。
また、北川ダム周辺地域整備事業が完了するまで北川水源地域振興事務所の現体制を維持願いたい。
- (4) 平成28年7月20日に国土交通省が「中止」と対応方針を決定した丹生ダム建設事業については、国・県主導のもと、地域住民の苦渋の決断により事業協力に至ったことを十分認識いただき、地元の意向を十分に聞き入れた誠意ある対応をするよう国への働きかけを願うとともに、県においても 地元の意見を尊重し、地域住民の立場に立った誠意ある対応を願いたい。

12. 河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、「滋賀県流域治水基本方針」においても根幹的な治水対策と位置づけられる河川整備について、より積極的な取組と事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨や想定を超える大雨、特に平成25年の台風18号では甚大な被害が発生していることから、早期に治水対策を確立されたい。また、市街地においては都市型洪水の発生が頻発していることから、遊水池の整備等も早急に対応願いたい。
- (2) 公表されている「滋賀県の河川整備方針」や「地先の安全度マップ」の検討結果に基づき、地域の実情に応じて特に天井川等緊急に改修を必要とする一級河川の整備促進に向けた具体策を早期に検討され、実施されたい。
- (3) 環境面と治水面に配慮した十分な維持管理ができるよう大幅な予算の確保を行い、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等適切な維持管理を願いたい。
また、県民に親しまれる河川であるためにも、瀬切れが生じる河川においては、年間を通じて水の流れのある川としての維持・整備を願いたい。
- (4) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。
- (5) 未策定となっている圏域ごとの河川整備計画を早期に策定するとともに、申請手続き中となっている河川整備計画について、認可後の整備促進を要望し、県内の治水安全度の均衡に配慮した河川整備事業の推進を行い、浸水被害の軽減に尽力願いたい。
- (6) 流域治水対策上、重要な水系に属する河川の一級河川化について、積極的な取組を願いたい。
- (7) 市長会要望に対し、県は前向きに市町との協議を行う旨の回答をされたことから、その協議の状況および進捗を明らかにされたい。具体的な対応策を示されたい。

- (8) 台風被害を踏まえて発足した技術検討会による検討結果後の具体的対策内容を示していただくとともに、積極的な情報提供を願いたい。
- (9) 地域団体が行う河川愛護活動事業に対する財政支援を願いたい。
- (10) 住宅地が隣接する市街地領域については、一級河川に誤って転落しないための転落防止柵などの安全対策を講じられたい。〔新 規〕
- (11) 一級河川から取水される頭首工等の占用物について、適切な治水対策を図るため定期的な点検や増水時の適切な対応について占用者への指導を実施されたい。〔新 規〕

13. 空き家対策に対する支援について

集落の過疎化により増加する空き家は、集落環境に大きな影響を及ぼすことから、市民の安全で安心な生活環境を確保するため、次の事項について支援を願いたい。

- (1) 危険空き家の除去支援など所有者の適正な管理活用を促進するため、市が行う老朽危険空き家等の除却費用への財政的支援制度を創設願いたい。
- (2) 平成28年度から拡充された住宅市街地総合整備事業における空き家対策総合支援事業の予算枠の拡充を国に対して働きかけるとともに、県としても、国庫補助金を除く、地方公共団体負担分の支援に対する補助事業の早期創設を願いたい。
- (3) 空き家のより一層の有効活用を図るため、県版空き家バンクの必要性について検討するとともに、都市部に向けた移住促進施策の一元的な情報発信のため、東京および大阪に移住コーディネーターを配置願いたい。

14. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保や、ならびに各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域および特別警戒区域の指定に向けた基礎調査の完了を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 砂防施設の適切な維持管理を徹底するとともに、砂防事業採択基準を緩和されたい。
- (4) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られるとともに、必要な予算を確保されたい。

〔再 掲〕

15. 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、国に対して働きかけるとともに、県としても柔軟な対応を願いたい。

- (1) 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、「市町村の農用地区域の設定・変更にかかる知事の同意を不要とすること」として取りまとめられた地方六団体の意見を十分尊重し、必ず実施するよう国へ働きかけられたい。
- (2) 農業用排水施設の単純更新事業を土地改良事業完了後8年未経過の対象から除外することや、市街化調整区域において農用地区域の除外ができるよう、ガイドラインの見直しについて国へ働きかけられたい。

〔再 掲〕

16. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた流木、水草、ヨシ屑等の回収や処分については、管理者として適正におこなわれたい。

〔再 掲〕

教育委員会

1. いじめの未然防止・早期発見・早期対応について

いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもの変化を見抜く目など、いじめ発見に対する教職員の資質向上や、いじめが発生した場合の複雑・多様な対応が求められることから、次の事項について早期の対策を講じられたい。

- (1) いじめの兆候を見逃さないための継続的な加配教員や支援員の配置
- (2) いじめ予防対策としての人員配置にかかる補助金の予算化
- (3) 県教育委員会内にある緊急支援専門家チームが市の要請に応じて速やかに派遣できるシステムの拡充
- (4) 緊急支援専門家チームが学校もしくは教育委員会に駐在し、解決に至るまで支援する体制の確立
- (5) 緊急にスクールカウンセラーを派遣するシステムの拡充およびスクールカウンセラーの増員を図り、すべての小中学校への常時配置およびスクールソーシャルワーカーの配置拡大の実施
- (6) 早急に学校生活を平常な状態に戻すための職員の派遣、加配教員もしくは支援員等の配置

2. 小中一貫教育実施のための教員加配について

小中一貫教育を行うための学校教育法等の一部改正により、今後、小中一貫教育の制度設計や体制整備を推進していくこととなるため、小中一貫教育を充実させるための教員加配を願いたい。

3. 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育への移行にかかる問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、小・中学校すべての学年で完全35人学級編制を実施できるよう、滋賀県学級編制基準を見直し、基準2の「この場合、小学校4学年から第6学年および中学校第2学年ならびに第3学年の1学級の人数は20人以上であることとする。」という縛りの完全撤廃、それに伴う教員配置数の改善を図られたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う校舎の増改築には、国が定める必要面積には算入されないため、一部県費負担による施設整備制度の創設を願いたい。

4. 教育環境の整備・充実について

- (1) 平成28年4月より統合新校が開校しているが、再編対象高等学校所在地自治体、地元住民、各種団体から出された要望については、引き続き課題解決に向けた場を設けるなど十分な対応を実施されるとともに、統合以降に使用されなくなる校舎等の適切な管理に努められたい。
- (2) 県内の特別支援学校については、近年大規模化等の問題を抱えており、今後ますます児童・生徒の増加が見込まれることから、教育環境の充実や支援を図れるよう、学校の新設など、特別支援学校のあり方について検討されたい。

5. 生徒指導教員等の配置の充実について

- (1) これまで県費で実施されていた「小1すこやか支援員」の県費による復活等、幼小のなめらかな接続を図り、学ぶ力の基礎を定着し、よりよい学習習慣を身につけるため、他学年より手厚く小学校1年に支援員の配置を願いたい。
- (2) 「児童生徒指導加配教員」や「生きる力加配教員」等の配置基準を見直し、すべての小中学校においてきめ細やかな指導ができるよう増員配置を願いたい。
- (3) 外国人児童生徒の教育に当たる適切な加配教員や支援員、母国語に応じた通訳の増員配置を願いたい。
- (4) 小学校における英語教育の充実を図るため、全ての小学校に外国語活動の指導に対応できる外国語指導助手等をはじめとする教員の配置を願いたい。
- (5) 普通学校の特別支援学級において、児童の障がいの程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置および施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別支援を要する児童生徒数に応じて、さらに通級指導教室を設置し、通級指導員の増員配置を願いたい。
- (6) いじめの問題や不登校および学校不適応児童生徒に対して、よりきめ細やかな指導と学校と家庭間の緊密な連携を図り、さらに教職員の生徒指導対応力向上を図るため、全ての小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡大について国へ働きかけるとともに、県においても今以上の予算確保を願いたい。
- (7) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。
- (8) 公立学校の学校図書館の充実のために、各学校への学校司書の配置を制度化されたい。

- (9) 児童自立支援施設および児童養護施設における在籍児童・生徒の指導充実を図るため、小中学校教職員の加配等の拡充を願いたい。
- (10) 学校でのICT活用を促進するため、外部人材活用による「ICT支援員」の配置を願いたい。〔新規〕
- (11) 各小中学校における特別支援教育コーディネーター業務に専念できる人的配置について特段の配意を願いたい。〔新規〕
- (12) 小中学校における特別支援学級の編制基準の引き下げとそれに伴う教職員定数の改善について特段の配意を願いたい。〔新規〕

6. 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援について

痰の吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安全に安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学支援体制の整備を早期に図るとともに、恒久的な施策の検討を願いたい。

〔再掲〕

7. 社会教育施設の整備に対する補助制度の創設について

公民館など社会教育施設のバリアフリー化工事やエレベーターの設置等の費用に対する県補助制度を新設されたい。あわせて、国においても同様の支援制度を創設されるよう強く働きかけられたい。

8. 学校施設環境改善交付金の改善について

学校施設環境改善交付金について、大規模改造事業（老朽・空調設備設置・トイレ改修）の事業採択に向けた国への働きかけを願いたい。

9. 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化財資源を地域振興や観光振興につなげ、特に平成27年度に認定された日本遺産を核として、各市町と連携しながら歴史的建造物をはじめとした各種文化財の保存ならびに活用事業に対する支援を積極的に講じられたい。

また、事業を実施するために必要となる費用を滋賀県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき採択交付されたい。

- (1) 老朽化した建造物の早急な改修工事のための支援
(県費補助の採択)
- (2) 史跡整備に関わる用地公有化事業の支援
(県費補助の凍結解除)
- (3) 市保有の国指定史跡および名勝の保存修理等への支援
(県費補助対象に追加)
- (4) 市が直接実施する国選定重要伝統的建造物群保存地区の保存対策事業・保存修理等への支援
(県費補助対象に追加)
〔新 規〕
- (5) 日本遺産に認定された「琵琶湖とその水辺景観」について、国の補助事業が終了後、県の新たな補助制度の創設
(日本遺産活用支援事業の創設)
〔新 規〕

10. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

[再 掲]

警 察 本 部

1. 警察施設の新築・移転および警察官の増員について

県民生活の安全と地域社会の平穩を守るためには、警察体制の充実は不可欠であることから、拠点となる警察施設（警察署）の整備を図られたい。また、各地域における防犯機能の向上を図るため、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を地域の実情を踏まえ早期設置いただくとともに、さらなる警察官の増員についても特段の配慮を願いたい。

2. 交通事故防止に向けた取組について

全国的に登校中の児童を巻き込んだ悲惨な事故が多発しており、通学路の安全対策は喫緊を要することから、通学路における信号機、道路標識や横断歩道など、交通安全施設（主に公安委員会所管施設）の維持・拡充と未設置箇所を早期設置を図り、交通安全思想の普及・啓発に努められるとともに、関連予算の大幅な復活など特段の配慮を願いたい。

3. 国道および県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、国道および県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

〔再 掲〕